

第 33 回赤十字・赤新月国際会議

スイス、ジュネーブ

2019 年 12 月 9 日～12 日

武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の精神的健康および心理社会的ニーズへの
取り組み

決議

決議

武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の精神的健康および心理社会的ニーズへの 取り組み

第 33 回赤十字・赤新月国際会議は、
武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の満たされていない精神的健康および心理社会的ニーズ（移民、難民および避難民のニーズを含む）について深い懸念を表明し、それらの状況により精神的健康および心理社会的ニーズが大幅に高まり、既往症が再発・悪化するおそれがあることを強調し、予防、啓発、保護、支援等による対応を拡充することが急務であることを明確に示し、

精神的健康および心理社会的福祉が武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の生存、回復および日常機能、人権および基本的な自由の享受、保護や支援へのアクセスに極めて重要であることを認識し、

世界保健機関憲章には以下の規定があることを想起し、

「健康とは、完全な肉体的、精神的および社会的福祉の状態であり、単に疾病または病弱の存在しないことではない。」

「到達しうる最高基準の健康を享有することは、人種、宗教、政治的信念、経済的または社会的条件の差別なしに万人の有する基本的権利の一つである。」

悩みが重篤化するのを防ぐために早期かつ適切な精神的健康および心理社会的支援が重要であること、子どもや若者の精神的健康および心理社会的ニーズに早期に対処しないと、彼らがリスクにさらされることを認識し、また、基本的なサービス、家族や地域の支援を受けられる場合、大半の人はレジリエンスを発揮し、精神的健康状態を悪化させることはないことを認め、

満たされていない精神的健康および心理社会的ニーズは大規模かつ長期的な人間的、社会的小および経済的悪影響を与え、個人、地域および社会全体に影響を及ぼすこと、特に武力紛争、自然災害その他の緊急事態において、これらのニーズを満たすことは、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジおよび持続可能な開発目標を達成するために極めて重要であることも認識し、

各国政府および赤十字・赤新月社（各国赤十字社）に対し、性的暴力および（該当する場合）性差暴力の被害者が精神的および心理社会的支援を躊躇なく継続して受けられるようあら

ゆる努力を払うことを求める、第 32 回赤十字・赤新月国際会議（国際会議）の決議 3「性的暴力および性差暴力：予防や対応のための共同行動」を想起し、

人道的ニーズに対応するボランティアやスタッフがリスクにさらされ、衝撃的な出来事に遭い、ストレスの多い状況で働くことにより、彼らの精神的健康および心理社会的福祉に影響を及ぼすことがよくあること、スタッフやボランティアの安全、安心、健康および幸福が持続可能な質の高いサービスを提供する上で不可欠であることを認識し、また、第 32 回国際会議の決議 4「危機にあるヘルスケア：ヘルスケアの一体的な提供の保護の継続」および決議 5「人道支援ボランティアの安全と安心」に定める関連する提言とコミットメントを想起し、

既往の精神的健康状態、薬物使用、常習行為、年齢、性別、障害、健康状態、社会経済状況、民族性、法的地位、自由の剥奪、避難、暴力への暴露等の要因がさらにリスクを高め、ニーズと脆弱性に影響を与える可能性があること、また、犠牲者が精神的健康および心理社会的支援サービスを効果的に受けられるようにし、文化的配慮をして提供されるようにするために、多様な要因を検討しなければならないことを認識し、

実体験者の視点を考慮し、また、精神的健康および心理社会的福祉を保護・促進するために、適用されるケア基準、倫理および職業ガイドライン、エビデンス情報に基づくアプローチ、参加型アプローチ、文化に配慮したアプローチを促進することにより、「無危害」という基本的前提やコミットメントを再確認し、

偏見や時には精神的健康および心理社会的ニーズの隠れた性質が中長期的に、状況に応じて個人、家族、地域および社会レベルで取り組む必要のある主要な課題であることを認識し、

現行の国際法（国際人道法や国際人権法を含む）が精神的健康および心理社会的福祉に関連する保護について定めていることを確認し、当該保護規定を尊重することが、精神的健康および心理社会的ニーズを妨げる課題、また当該ニーズを満たすための課題への対処に大いに役立つことを認識し、

適用法に従って、各国政府が武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の人道的ニーズ（精神的健康および心理社会的ニーズを含む）に対応する第一義的な責任を負うことも確認し、

1949 年のジュネーブ諸条約および 1977 年追加議定書、運動規約および国際会議の決議に定めるところにより、国際赤十字・赤新月運動（運動）構成組織が犠牲者の精神的健康およ

び心理社会的ニーズへの取り組みにおいて重要な補完的かつ支援的役割（人道分野における公的機関の補助機関である各国赤十字社の役割を含む）を果たすことを認識し、

精神的健康および心理社会的ニーズに対応するために運動構成組織が実施する重要かつ多様な活動（犠牲者や被災地域に寄り添って提供される基本的な心理社会的支援から専門的なメンタルヘルスケアまでを含む）を認め、当該ニーズへの対応を強化する赤十字運動の取り組みを歓迎し、2019 年代表者会議で採用された精神的健康および心理社会的ニーズへの対処に関する運動の新たな方針に注目し、

国際会議および国連（UN）委員会等で採択された、精神的健康および心理社会的ニーズへの対処に関する関連決議（第 25 回国際会議の決議 29 を含む）を想起し、世界保健機関その他関連する国連機関等、地域的機関、各国政府、人道支援団体その他精神的健康および心理社会的ニーズに取り組む関係者が担っている既存の関連活動やイニシアチブに感謝を表明し、

上記の活動やイニシアチブに係る赤十字運動および国際会議の活動は補完的なものであること、また、国内外の関係者との連携、現地ニーズおよび利用可能なリソースの構築の重要性を強調し、

1. 各国政府、各国赤十字社、国際赤十字・赤新月社連盟（IFRC）および国際赤十字委員会（ICRC）に対し、武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者による精神的健康および心理社会的支援サービスへの早期かつ継続的なアクセスを確保する取り組みの拡充を呼び掛ける。
2. また、各国政府、各国赤十字社、IFRC および ICRC に対し、精神的健康および心理社会的ニーズに備え、予防し、対応するために、地方および国内業務に組み込まれる地域密着型活動（地域のレジリエンス強化やボランティアの能力向上を含む）に長期的に投資するよう呼び掛ける。
3. 各国政府および赤十字社に対し、各国赤十字社が持つ独自の犠牲者への人道アクセスおよび人道分野における公的機関の補助的役割に基づいて、当該ニーズに対応するための協力関係を強化するよう促す。
4. 各国政府、各国赤十字社、IFRC および ICRC に対し、各自の役割、義務および能力に基づき、精神的健康および心理社会的支援対応に心理社会的ケア、心のケアおよび専門的なメンタルヘルスケアを含めるよう呼び掛ける。

5. また、各国政府および運動構成組織に対し、精神的健康および心理社会的支援を人道的ニーズ（予防や保護を含む）に取り組む活動に組み込み、他の人道的ニーズ（避難所、食料、生活、教育、離散した家族や行方不明者のいる家族に対する支援等）を扱う精神的健康および心理社会的支援と対応が相互に強化されるよう呼び掛ける。
6. 各国政府に対し、精神的健康および心理社会的支援が国内外の緊急対応システム（災害関連法、災害対策計画、緊急対応調整メカニズムを含む）に不可欠な要素になるようにし、また、運動構成組織（特に各国赤十字社）に対し、各自の義務に基づきこの取り組みを支援するよう呼び掛ける。
7. 各国政府および運動構成組織に対し、犠牲者（特に実体験を持つ人々）の尊厳を尊重し、関与を強めるアプローチを通じて、状況に応じた、文化や信仰に配慮した方法で、精神的健康および心理社会的ニーズに関する偏見、排斥、差別に対処する措置を講じるよう呼び掛ける。
8. 各国政府に対し、運動構成組織と協力・連携して、武力紛争、自然災害その他の緊急事態の犠牲者の精神的健康および心理社会的ニーズに対応する人材（ボランティアを含む）の質と能力の向上に取り組むよう促す。
9. 各国政府および運動構成組織に対し、あらゆる分野の人道的ニーズに対応するスタッフやボランティアの精神的健康および心理社会的福祉を保護・促進し、ストレスの多い状況に対処するために必要なスキル、ツール、管理能力を身につけさせ、彼ら特有の精神的健康および心理社会的ニーズに対応するための措置を講じるよう呼び掛ける。